

桑部地区宅老所「桑の実」管理及び運営要綱

1. 目的

この事業は、高齢者が要介護状態になることを予防するため、日常生活において高齢者の生きがいと健康保持、閉じこもり防止、また地域住民等との交流の場として宅老所を設置し、高齢者の保健福祉の向上を図り、健康で活力のある地域社会の構築を目的とする。

2. 名称及び設置場所

名 称 桑部地区宅老所「桑の実」

設置場所 桑名市大字桑部830番地23

3. 対象者

この事業の対象者は、桑部地区に住所を有するおおむね65歳以上の方で、介護を必要としない高齢者及び事業目的に添った高齢者とする。

4. 設置及び運営主体

桑部地区社会福祉協議会

5. 事業内容

次により事業を行うものとする。

(1) サービスの内容

施設の自由な利用及び宅老所の諸行事への自由参加とする。

(2) 定 員

おおむね25名とする。

(3) 開設日

①毎週月曜日及び木曜日とする。ただし、当分の間は木曜日のみとする。

②開設日が祝日、お盆、年末年始及び暴風警報等の発令時は、休みとする。

(4) 利用時間

午前10時から午後4時までとする。

(5) 利用方法

利用申込書を所長に提出し、所長の承諾を得る。

(6) 利用料金

無料とする。ただし、レクリエーション等にかかる実費は、利用者負担とする。

(7) 送 迎

原則として行わないものとする。

6. 運営方法

次により運営を行うものとする。

(1) 所長1名、副所長1名、書記1名、会計1名を配置する。

(2) 運営委員会を設置し、運営内容及び方針を協議する。

(3) ボランティアの協力を得て行うものとする。この場合、ボランティアは、桑部地区に住所を有する方で所長に申出し、所長の承諾を経て登録する。

7. 団体の利用許可

利用者登録をされた方以外で宅老所を利用できるものは、桑部地区社会福祉協議会に属する団体及び営利を目的としない団体等で、利用許可申請書を会長に提出し、会長の許可を得たものとする。

8. その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が運営委員会の協議を経て別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

平成24年5月11日から施行する。

令和元年5月24日から施行する。